

第 6 編 災害復旧・復興対策

第 1 章 生活の安定

第 1 節 民生安定計画

市及び関係機関は、災害応急仮設住宅等から恒久・良質の住宅に切り換えることにより、被災者の環境の改善をするとともに、災害により被害を受けた市民が再起更生できるよう職業のあっせん、失業給付等を行い被災者の生活の確保を図る。

第 1 住宅の確保

1 住宅復興計画の策定

被災者の住居の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

2 住宅の確保

土木班及び府は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

また、その際、復興過程における被災者の住居の安定を図るため、公営・公団等の空家の活用や、良質な民間賃貸住宅の借上げ等により、住宅の供給を行う。

3 住宅の修理及び建設の融資

「災害救助法」の適用を受ける災害によって住宅に被害を受けた場合は、住宅金融公庫から住宅の建設資金又は補修資金の融資を受けることができる。

4 災害危険区域等における住宅再建

市及び府は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

5 り災都市借地借家臨時処理法の適用申請

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活への安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第 2 雇用機会の確保

総務班は、被災者の職業あっせんについて大阪府に要請措置等の計画を樹立する。

府は、災害による離職者の把握に努め、就職について公共職業安定所を通じ速やかにあっせんを行う。また、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に災証明書により失業の認定を行い、給付を行う。

第 3 義援金品の受付け及び配分

り災者あてに寄託された義援金品を、迅速確実にり災者に配分する。

1 義援金品の受付

り災者あてに寄託された義援金品は、会計班において受け付ける。

2 義援金品の配分

- (1) 義援金品の配分については、物資調達班及び関係機関協議の上、配分計画を決定する。
- (2) 義援金品の配分は、財政班が、市日赤奉仕団等の各種民間団体の協力を得て実施する。

3 義援品の保管

義援品の保管については、会計班が、配分が完了するまで一時保管場所として庁舎内の適当な場所を確保する。

第 4 災害時における日本郵政公社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

関係法令等に基づき、被災地の郵便局において被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるもの

とする。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便年賀葉書等寄付金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な経費に充てるため、公社はあらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便年賀葉書等寄付金を配布する。

5 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

被災地の郵便局において

郵便貯金・郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱いを実施する。

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

第 5 り災証明の交付

市の避難誘導・調査班は、各種応急措置を早期に実施するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明を交付する。

第 2 節 公共施設等の復旧計画

被災した公共施設の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、再度の被害の発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度を十分に検討して必要な施設の新設又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

第 1 復旧事業計画の策定

1 復旧事業計画の策定

公共事業等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を策定するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

2 復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

第 2 復旧計画

1 河川

河川管理者は、河川が地震及び洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- (1) 堤防の破堤、護岸、河岸の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防、護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの
- (4) 護岸、水門等の全壊又は決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずるおそれのあるもの

2 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- (1) 道路の陥没又は欠損により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没又は欠損で、これを放置することにより二次被害を生ずるおそれがあるもの

3 その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設、教育施設等の公共施設管理者は、被害状況を速やかに調査した上で緊急度に応じ効果的に復旧を図る。

第 3 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、激甚災害法という。)及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

第 4 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第 3 節 経済秩序安定計画

災害により被害を受けた市民が再起更生するように、被災者に対する税の徴収猶予及び減免並びに資金の融資等について、法律又は条例等の定めるところにより被災者の生活確保を図る。

第 1 市税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)」又は「阪南市税条例(昭和 48 年条例第 11 号)」により市税の納税緩和措置として、事態に応じ納期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置をとる。具体的な措置の実施は、避難誘導・調査班が担当する。

1 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付できないと認められるときは、その申請により市長は異なる納期を定めることができる。ただし、特別徴収義務者に対する納期限の延長は、市税条例 321 条の 5 の 2 の特例による。

2 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

3 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等の適切な措置をとる。

4 減免等

被災した納税義務者に対し必要と認められる場合は、固定資産税及び市民税（法人市民税を除く。）等の減免及び納入義務の免除を行う。

第 2 融資計画

1 市

(1) 市の災害障害見舞金等

市は、災害を受けた住民の生活復興の一助とするため、被災者からの受給申請により、災害弔慰金及び災害障害見舞金を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市の条例及び同施行規則の定めるところにより支給する。

ア 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

(ア) 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害

(イ) 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

(ウ) 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合

(エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 次の場合、支給を制限する。

(ア) 死亡又は障害が故意又は重大な過失による場合

(イ) 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

ウ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

エ 災害障害見舞金は、法律第8条に規程される障害を受けた者に対して支給する。

(2) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、災害世帯に対して生活の建て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

*資料 阪南市災害弔意金の支給等に関する条例【巻末資料10 参照】

2 府

(1) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を貸し付ける。但し、災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯(世帯収入が生活保護基準の1.8倍)を対象とする。

(2) 大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

3 政府系金融機関

(1) 中小企業金融公庫

被災者に対し、災害の程度に応じて、その都度融資条件を定める災害復旧貸付けを

行う。

(2) 国民金融公庫

被災者に対して、必要であると認めたときは、償還期間、据置期間の延長、利率の引き下げ等の措置をとることがある。

(3) 商工組合中央金庫

激甚災害を受けた中小企業者、中小企業等共同組合等で災害救助法が適用された地域内に事業所を有する者に対して、その再建資金を政令で定める日まで貸し付ける場合においては、中小企業者一人について限度内において貸付けを行う。

(4) 農林漁業関係融資

ア 天災融資法に基づく資金

イ 自作農維持資金(農林漁業金融公庫資金)

ウ 大阪府農林漁業経営安定資金

第 3 被災者生活支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同第 2 項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害。

10 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害。

100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。

5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口 10 万未満のものに限る)の区域であって、～ に規定する区域に隣接するものに係る自然災害

(3) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、全壊・全焼・全流失した世帯、又はこれに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

居住安定支援制度に係る経費（居住関係経費）については、大規模半壊世帯(居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯)についても対象になる。

	収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
			複数世帯	単数世帯
	500 万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	300 万円	225 万円
	500 万円超 700 万円以下の世帯	被災日において世帯主が 45 歳以上の世帯又は要援護世帯	150 万円	112.5 万円
	700 万円超 800 万円以下の世帯	被災日において世帯主が 60 歳以上の世帯又は要援護世帯	150 万円	112.5 万円

(4) 支援対象経費

生活関係経費

- ア 生活に通常必要な物品の購入又は修理費
- イ 住居の移転費
- ウ 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- エ 住居移転のための交通費
- オ 住宅を賃借する場合の礼金
- カ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
大規模半壊世帯は生活関係経費は対象にならない

居住関係経費

- ア 家賃（公営住宅除く）
- イ 解体（大規模半壊世帯は補修のための一部除却）・撤去・整地費
- ウ 建設・購入のための借入金等に係る利息及び債務保証料
- エ 仮設住宅等の使用料
- オ 諸経費（建築確認・完了検査等申請料、登記に係る費用、住宅購入に係る仲介手数料）

(5) 支給限度額

生活関係経費

複数世帯	100 万円
単数世帯	75 万円

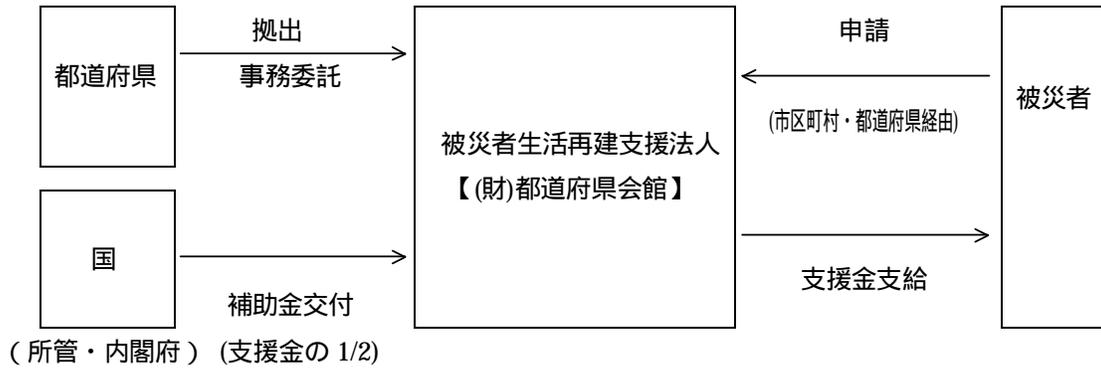
居住関係経費

	家賃・利用料(ア、エ)	解体撤去・整地費等 (イ、ウ、オ)	合計限度額
複数世帯	50 万円	200 万円	200 万円
単数世帯	37.5 万円	150 万円	150 万円

大規模半壊世帯のオ、クを除く限度額は表の 1 / 2

(6) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



第 4 流通機能の回復

1 商品の確保

府及び市は、生活必需品をはじめとする各種商品の在庫量を把握し、不足量については国、他府県、企業等と協議し速やかに必要量を市場に流通させるよう努める。

各鉄道、道路、港湾管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2 消費者情報の提供

府及び市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

3 物価の監視

府は、物価の動きを調査及び監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、勧告し、又は公表等を含む適切な措置を講じる。

第 2 章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第 1 基本方針の決定

本市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、大阪府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかによるか検討を行う。

第 2 原状復旧

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

第 3 復興計画の作成

- 1 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- 2 本市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や大阪府との連携などにより、必要な体制を整備する。
- 3 本市は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。